

●若手アカデミーにおける運営上の留意点について

〔平成 29 年 11 月 24 日〕  
〔日本学術会議第 257 回幹事会申合せ〕

本日の幹事会において、若手アカデミー運営要綱（平成 26 年 10 月 23 日日本学術会議第 204 回幹事会決定）の一部を改正し、若手アカデミー会員の人数については具体的な数を記載しないこととする。ただし、会議運営に係る予算等との関係上、以下の点に留意して運用を行うこととする。

- 1 若手アカデミー会員は、おおむね 60 人程度で運用すること。
- 2 会議開催に当たっては、ビデオ会議（スカイプ等）を積極的に活用すること等により、予算上の制約に配慮すること。
- 3 科学者委員会及び科学者委員会に置かれる分科会については、少なくとも 1 名の若手アカデミー会員が含まれていることを委員の承認に当たっての要件とすること。